

核セキュリティに関する動向

IAEAの「2025年版核セキュリティ・レビュー」の概要-1

2025年版核セキュリティ・レビュー: 2024年の活動実績及び「核セキュリティ計画2022-2025」等を通じて特定された2025年の活動内容をとりまとめたもの。同じくIAEAが毎年、発効している**「2025年版核セキュリティ報告」**とは、互いが他方を補完するとの位置付け。<https://www.iaea.org/sites/default/files/gc/gc69-inf3.pdf>

・ IAEAの核セキュリティ活動の優先事項（計13項目）は以下のとおり

1. 国家の核セキュリティ体制の構築、維持及び履行の支援
2. 核物質防護条約(CPPNM)及びその改正(A/CPPNM)の遵守と履行の促進
3. 核セキュリティ・ガイダンス文書の策定及び強化。国際核物質防護諮詢サービス(IPPAS)、国際核セキュリティ諮詢サービス(INSServ)及び放射線安全と核セキュリティのための規制インフラに関するレビュー(RISS)を含む助言やピアレビューを通じたガイダンス文書の運用支援
4. 核セキュリティ教育・訓練プログラム、国際核セキュリティ教育ネットワーク(INSEN)、核セキュリティ支援センター(NSSC)、協働センター等を活用した加盟国的能力強化状況の評価
5. IAEA核セキュリティ訓練・実証センター(NSTDC)の運用
6. サイバー攻撃等の核セキュリティ脅威を踏まえた機微情報及びコンピュータ基盤システム等の保護強化支援
7. 科学技術及び工学分野における革新(innovations)の継続的な把握と、核セキュリティ強化への活用の検討
8. 原子力安全と核セキュリティのインターフェース調整プロセスの促進及び指針の策定
9. 核セキュリティ基金が効率的に成果重視型管理(RBM)の原則に沿って運用されていることの保証
10. 「核セキュリティ計画2026年～2029年」の策定
11. IAEAの核セキュリティ活動に関する各国とのコミュニケーションの強化
12. 2026年に開催予定のコンピュータ・セキュリティに関する国際会議 及び輸送に関する国際会議 の準備
13. ウクライナにおける原子力安全・核セキュリティ状況の監視・評価・報告と原子力施設や放射線源に関する活動に対する援助の提供

核セキュリティに関する動向

IAEAの「2025年版核セキュリティ・レビュー」の概要-2

- 本レビューは、以下のA.～F.の項目で構成されており、項目毎の2025年の主要な活動内容を記載。

- A. 一般的な核セキュリティ分野
 - C. 規制上の管理を外れた核・放射性物質のセキュリティ
 - E. 核セキュリティ基金の運用と管理
 - B. 核物質及び関連施設におけるセキュリティ
 - D. 原子力安全とのインターフェースにおける核セキュリティ
 - F. ウクライナに対する技術的支援及び援助
- 上記のうち、B.の概要は以下のとおり。

B.1：核燃料サイクル全体に対する核セキュリティ・アプローチ

・SMR を含む先進原子炉の核セキュリティ動向：

- ✓ 技術文書(TECDOC)の草案と、「浮体式原子炉(FNPP)の安全性とセキュリティの考慮事項に関する設計(仮題)」(技術報告書)の草案を作成
- ✓ SMR と FNPP の設計における安全性及び核セキュリティの考慮事項に関して、NSS 文書 No. 20 及び No.13 と、以下の 3 つの IAEA 核セキュリティ実施指針の適用可能性の分析を実施した。
 - NSS No. 27-G: 「核物質及び原子力施設の物理的防護 (INFCIRC/225/Revision 5 の実施)」
 - NSS No. 26-G: 「輸送中の核物質のセキュリティ」
 - NSS No. 35-G: 「原子力施設のライフタイムに亘るセキュリティ」
- ✓ 今後も原子力調和・標準化イニシアティブ(NHSI) の規制トラック下の核セキュリティ WG への支援を通じた取組みを含め、SMR の核セキュリティに関する指針や出版物の作成等を継続する予定

・核物質の計量管理を活用した核セキュリティ強化(NMAC)：

- ✓ 「施設における NMAC 計画の内容(仮題)」(技術文書)をドラフト
- ✓ 新たな IPPAS モジュール「NMAC システム」を完成させ、核セキュリティポータルで公開予定

B.2：放射性物質及び関連施設のセキュリティ

・使用中及び貯蔵中放射性物質ならびに関連施設のセキュリティ強化のために 加盟国に提供される支援

- ✓ 加盟国の放射線安全及び核セキュリティ強化を支援するため、「規制インフラ開発プロジェクトRIDP」を通じた支援を拡充している。同プロジェクトを活用する国数は増加傾向にある。
- ✓ 使用済または不要となった密封放射線源(DSRS)の安全かつセキュアな管理オプションの確保は、各国にとって核セキュリティ上の優先事項の一つ。IAEA は、高放射能 DSRS を含む 放射線源の移送作業の継続や開始、あるいは移送条件の整備及び関連手続きの確立等を支援

・放射性物質の安全とセキュリティに関する行動規範の実施支援：

- ✓ IAEA は、「放射線源の安全とセキュリティに関する IAEA 行動規範」と、その補足指針である「放射線源の輸入及び輸出に関する指針」及び「使われなくなった放射線源の管理に関する指針」の実施支援を通じて、国際規範の強化に取り組んでいる。
- ✓ 2024 年には 4か国が行動規範、5か国が前者の指針、10か国が後者の指針の実施に関するコミットメントを表明した。